

令和6年6月6日
石垣海上保安部長

勸告基準

台風の場合

区分	発出基準	勸告内容
第一体制 (警戒体制)	台風が石垣地方に接近すると予想され、石垣港において、風速25 m/sec以上の暴風域に到達する24時間前（ただし、石垣港において風速10 m/sec以上の風が連吹した場合はその時点とする。）	○在港各船舶は、荒天準備を行うこと。 ○500トン未満の船舶は、現場の状況に応じ、 ①陸揚げを行うか、港内での船溜まり等安全な場所に避難 ②係留強化 等の措置をとること。 ○500トン以上の在港各船舶は、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。
第二体制 (避難勧告)	台風が石垣地方に接近すると予想され、石垣港において、風速25 m/sec以上の暴風域に到達する12時間前（ただし、石垣港において風速15 m/sec以上の風が連吹した場合はその時点とする。）	○500トン以上の在港各船舶は、速やかに港外で避難すること。 ○500トン以上の入港予定船舶は、港外で避難すること。 ○500トン未満の船舶は、航行を自粛すること。
解除	台風が明らかに遠ざかり、次第に平穏となることが予想され、かつ、石垣港において連吹した風が風速15 m/sec以下となった場合	※ 第一体制又は第二体制の解除

令和3年7月1日
石垣海上保安部長

勸告基準

急速に発達する低気圧等の場合

区分	発出基準	勸告内容
第二体制 (避難勸告)	海上（東シナ海南部又は沖縄南方海上）に海上暴風警報（24.5m/s以上）が発表された場合	○500トン以上の在港各船舶は、速やかに港外で避難すること。 ○500トン以上の入港予定船舶は、港外で避難すること。 ○500トン未満の船舶は、航行を自粛すること。
解除	上記警報が解除されたとき	避難勸告の解除

(注) 第一体制（警戒体制）については、気象庁（台）が発表する海上暴風警報以下の基準（海上強風警報等）については、その発表頻度等を勘案すると、現実的ではないことから発出しないこととする。